

【こども家庭庁HP（こども誰でも通園制度）→こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト】
<https://www.daretsu.cfa.go.jp>(総合支援システムURL)



こども^{☆☆}誰でも^{☆☆} 通園制度

目次（アカウント発行～認定証の確認）

p.1～p.14	アカウント発行（利用者登録申請）について
p.15～p.24	初回ログインについて
p.25～p.27	支給認定証の確認について



- ①前画面から下にスクロール
- ②都道府県選択（千葉県）
- ③市町村選択（佐倉市）

NEWS

お知らせ

お知らせはありません。



まずは利用申請から！

お住まいの地域で利用可能か確認する

お住まいの都道府県を選択して下さい。

選択してください ▼

確認する



都道府県選択→千葉県 市町村選択→佐倉市
であることを確認し【確認する】ボタンをクリック

まずは利用申請から！

お住まいの地域で利用可能か確認する

お住まいの都道府県を選択して下さい。

千葉県

千葉県 佐倉市
であることを確認

お住まいの市区町村を選択して下さい。

佐倉市

確認する

- ①メールアドレスを入力
- ②申請するボタンをクリック

まずは利用申請から！

お住まいの市区町村でオンライン利用申請が可能です。

メールアドレスを入力してオンライン利用申請のリクエストを送信してください。申請の案内をお送りいたします。

メールアドレス

キャンセル

申請する

このポップアップが出てきたら総合支援システムからのメールをお待ちください

→メール受信BOXを確認

こども(仮)でも 通園制度

申請を受け付けました。

入力いただいたメールアドレスあてに申請の案内をお送りしました。

送信メールは、「info@mail.dev.cfa-daretsu.go.jp」から配信されます。迷惑メールフォルダに振り分けられていたり、使用しているメールシステムによりブロックされていないか、ご確認をお願いいたします。

[こども誰でも通園制度 紹介動画](#) 

NEWS

お知らせはありません。

お知らせ

→URLから利用申請へ




 返信
  全員に返信
  転送
 


(問い合わせ先) 情報システム課ヘルプデスク

[illegible]

こども誰でも通園制度総合支援システムのご利用をご検討いただき、ありがとうございます。

下記 URL にアクセスし、利用申請を行ってください。

<https://training.daretsu.net/Nintei/RiyoshaShinsei/236?token=T3YxdoPlcuQ5%252BwjY0yHRuq%252BylpwDdiaRaYWT3SCJo3rutuhsOYA%252Bc2BQkDmp3F4uPYgZTYANicXTd5Ms2wSyg%253D%253D>

【有効期限】 2025/12/10 09:53

このメールに心当たりがない場合は、無視してください。

※本メールはこども誰でも通園制度総合支援システムから自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

申請者情報（保護者情報）を入力

→申請者情報入力画面最下部へ

こども（誰）でも通園制度

千葉県佐倉市

オンライン利用申請



申請者情報の入力



！ 登録時の注意事項



申請者情報の入力

申請先市区町村

申請先の市区町村を表示しています。

佐倉市 長殿

姓 **必須**

①利用料の減免申請（※対象者の条件については下表参照）

②転入前自治体での利用の有無

③今回の申請児童以外で認定を受けている児童の有無
を選択

→代理利用者情報入力へ

子ども誰でも通園制度

千葉県佐倉市

※利用料の減免対象者について

ア 生活保護を受給している世帯

イ 保護者および、同一の世帯に属する者が
非課税である世帯

ウ 保護者および、同一の世帯に属する者の
所得割の合算額が77, 101円未満の世帯

エ 申請時において、佐倉市子ども家庭センターへ継続
的に相談をしている、または訪問や面接などの支援
を受けている世帯あるいは、申請時点において、児
童相談所から支援を受けている世帯

利用料減免の申請の有無 **必須**

利用料減免の有無を選択してください。

☒ 有り

☐ 無し

前自治体での利用 **必須**

前の自治体での「子ども誰でも通園制度」の利用状況について選択してください。

☒ 有り

☐ 無し

既に認定を受けているこどもの有無 **必須**

既に認定を受けているこどもがいるか選択してください。

☒ 有り

☐ 無し

代理利用者情報を入力する →

申請時点で、上記表の世帯状況に
該当する場合は、（有り）を選択
してください。
後日、市よりどの世帯状況に該当
しているのかお電話で確認させて
いただきます。

代理利用者（申請者のほかに予約にアクセスしたい人）が
いる 場合→有→代理利用者情報入力
いない場合→無

→こども情報の入力へ

！ 登録時の注意事項

+

代理利用者情報の入力

代理利用者情報の有無 **必須**

申請者の他に利用者がいるか選択してください。

☐ 有り

☐ 無し

こども情報を入力する →

[申請者情報の入力に戻る](#)

こどもまんなか
ー ジ ャ 宝 塚 ー

利用したい児童の情報を入力

→入力しつつ下へスクロール

こども(誰)でも通園制度

千葉県佐倉市

オンライン利用申請



こども情報の入力

! 登録時の注意事項

+

こども情報の入力

1人目のこども

姓 **必須**

姓を漢字で入力してください。

利用したい児童が2人以上いる場合→+2人目のこどもを追加→確認画面へ進む
いない場合→確認画面へ進む
※おこさんの発達状況、アレルギー、既往歴等は漏れなく入力してください。

その他

その他配慮すべき事項がある場合は入力してください。

入力文字数 0/255

⊕ 2人目のこどもを追加

確認画面に進む



[代理利用者情報の入力に戻る](#)

入力した内容に誤りがないか確認

→確認しつつ下へスクロール

こども(誰)でも通園制度

千葉県佐倉市

オンライン利用申請



! 登録時の注意事項

+

登録内容の確認

申請者情報の確認

申請先市区町村

佐倉市 長殿

氏名(漢字)

同意事項を一読しチェックをしたら申請

無し

食物アレルギー

無し

その他

同意事項

- ☒ こども誰でも通園制度の利用にあたり必要な市区町村民税及び世帯情報、申請者等の情報等を閲覧することに同意します。
- ☒ 申請者の利用事業所の選択に資する情報提供及び円滑な制度の利用のため、住所地の市区町村と関係市区町村が申請者及び申請児童に係る情報や制度の利用状況に係る情報を共有することに同意します。

申請する



[こども情報の入力に戻る](#)

この画面がでてきたら認定申請は完了です。
※画面のPDFダウンロードより申請書控えをダウンロードしてください
※申請受領後から認定開始までには2週間程度かかる場合があります。
※後日、市より認定を受けてから施設予約が可能になります。



オンライン利用申請完了

オンライン利用申請完了

オンライン利用申請が完了しました。

申請番号:3

申請内容はダウンロードして保管してください。

PDFダウンロード



※利用申請内容のダウンロードはこのページ以外に表示されません。必ず申請内容をお控えください。

ホーム画面へ



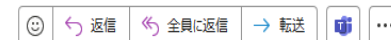
※ アカウント発行メールが総合支援システムから届きます
※ 6 か月未満児はアカウントが発行されても、6 か月を超えない限りは認定開始されません。

→URLからパスワードリセット（設定）申請へ

【研修環境】【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ



とも誰でも通園制度 <info@mail.dev.cfa-daretsu.go.jp>
 宛先



2025/12/09 (火) 10:41

本文中の URL が無効化されました。

(問い合わせ先) 情報システム課ヘルプデスク

こども誰でも通園制度総合支援システムへの利用アカウントを作成いたしましたのでお知らせいたします。

2025 年 12 月 09 日以降に以下のリンクより初期パスワードの設定を行いご利用ください。

パスワードは 10 文字以上で、数字、大文字、小文字、記号のうち、少なくとも 3 種類以上を含めてください。

<https://training.daretsu.net/Riyosha/Account/ResetPasswordRequest>

2025 年 12 月 09 日になるまではこども誰でも通園制度総合支援システムをご利用いただけませんのでご注意ください。

このメールに心当たりがない場合は、無視してください。

また、セキュリティのため、他人とこのパスワードを共有しないようお願いいたします。

※本メールはこども誰でも通関制度総合支援システムから自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

初回ログインのためのパスワードリセット申請をしてください
※メールアドレスを入力→メール送信ボタンをクリック

パスワードリセット申請



メールアドレス **必須**

メールアドレスを入力してください。

メールアドレス（確認用） **必須**

メール送信



この画面になれば、入力したメールアドレスにリセット申請用URLが届きます

パスワードリセット申請完了



申請完了・メール送信

入力いただいたメールアドレスにメールを送信しました。

送信先メールアドレス

123456789@xxx.yyy

送信メールは、「info@mail.dev.cfa-daretsu.go.jp」から配信されます。迷惑メールフォルダに振り分けられていたり、使用しているメールシステムによりブロックされていないか、ご確認をお願いいたします。

- ①メールに添付のURLからアクセス
- ②パスワードを入力
- ③変更ボタンをクリック

パスワードリセット



パスワードの再設定

パスワード **必須**

パスワードを入力してください。



パスワードを入力してください。

パスワード(確認用) **必須**

パスワード(確認用)を入力してください。



変更



この画面が出てきたらパスワードの設定完了です
→ログイン画面へ戻るをクリック

パスワード設定 完了



パスワードの設定が完了しました

[ログイン画面へ戻る](#) →

ログインID：登録時のメールアドレス

パスワード：ご自身で設定したパスワード

※次回以降、パスワードを忘れてしまった場合は、【[お忘れの方はこちら→](#)】から、リセット申請をしてください

こども(誰)でも通園制度

千葉県佐倉市

利用者向けログイン

ログインID 必須

パスワード 必須



ログイン



[パスワードをお忘れの方はこちら →](#)

IDとパスワードを入力し、ログインをクリックすると、この画面になります
総合支援システムよりメールで届く、ワンタイムパスワードを入力し、ログインしてください

こども^④でも通園制度

ワンタイムパスワード入力

ワンタイムパスワード **必須**

ワンタイムパスワードを入力してください。

ご登録いただいたメールアドレスにメールを送信しました。
メールに記載されているワンタイムパスワードを入力してください。
10分以内に入力が完了しない場合、ワンタイムパスワードは無効になります。

ログイン



利用規約をよくお読みください



利用規約への同意

利用規約

第1条（本利用規約の目的）

本利用規約は、利用者に対し子ども家庭庁が、子ども家庭庁の委託先である運用事業者の環境下で稼働する研修環境（第2条において定義する）のネットワークを経由したアクセス及び研修環境の利用を許諾するシステム（以下「本システム（研修環境）」という）に関する条件（以下「本条件」という）を定めるものです。利用者は、本条件に同意のうえ、本条件の定めに従って本システム（研修環境）を利用（アクセスを含む。以下同じ）するものとします。

第2条（定義）

- (1) 「利用者」とは、地方公共団体のうち、子ども家庭庁が運営する「子ども誰でも通園制度総合支援システム」を利用することが想定されるものをいいます。
- (2) 「研修環境」とは、子ども家庭庁が運用事業者に委託して運用する「子ども誰でも通園制度総合支援システムの研修環境」をいいます。
- (3) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義されたものをいいます。

同意するにチェック後、【利用を開始する】をクリックでアカウントにログインできます



メニュー

こども(誰)でも通園制度



通知



マイページ

- ・ こども家庭庁は、利用者による本システム（研修環境）の利用にあたり、利用者の端末情報、CookieID等のオンライン識別子、閲覧履歴、IPアドレス、ブラウザ情報、本システム（研修環境）上の処理に係るログ等の本システム（研修環境）の利用環境又は動作に係る情報（以下「Cookie情報等」といいます。）を自動的に取得します。

3. 情報等の利用目的

こども家庭庁は、取得したCookie情報等を以下の目的の範囲で利用します。

- ・ 本システムの円滑な提供・運用・保守・改善品質維持・安全確保対策の実施のため

☐ 同意する

利用を開始する



この画面が表示されれば、アカウントへのログイン成功です



こども(誰)でも通園制度



通知



マイページ

マイページ

〇〇 〇〇 さま メールアドレス: 123456789@xxx.yyy

〇〇 〇〇 さん



● 全国: 10.0 時間
■ お住まいの自治体: 0.0 時間

[利用時間詳細 →](#)

面談・利用歴がある施設

[一覧 →](#)

面談・利用歴がある施設はありません

直近のご予約

ご予約はありません

支給認定証の確認方法について

※初回面談や施設利用の際に支給認定証の提示を求められる場合があります



こども(維)でも通園制度



直近のご予約

ご予約はありません



ご利用になる施設は「[施設をさがす](#)」からお探してください。

サイトメニュー



施設をさがす



お気に入り



予約一覧



利用履歴



認定証管理



利用者情報管理



申請（過去も含む）して認定を受けた児童の分だけ一覧で表示されます
印刷したい児童の認定証をクリックすると、次ページのように表示されます



認定証管理

認定証一覧

認定児童名

 [こども誰でも通園制度における対象こども認定証（認定児童名） 20251211](#)

登録日：2025/12/11

認定児童名

 [こども誰でも通園制度における対象こども認定証（認定児童名） 20251211](#)

登録日：2025/12/11

〒285-0000
千葉県佐倉市00-00

令和7年12月11日

保護者名 様

佐倉市長

子ども誰でも通園制度における対象子ども認定証

認定申請について、下記の通り決定しましたので、通知します。

記

認定番号	00000004403
児童氏名	〇〇 〇〇
児童生年月日・性別	令和5年9月24日 男
保護者居住地	〒285-0000 千葉県佐倉市00-00
保護者氏名	〇〇 〇〇
保護者生年月日	平成12年8月9日
認定期間	令和7年9月24日 ～ 令和8年9月22日 なお、保育所や認定子ども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の住所が令和7年12月11日現在、認定区域外の場合は、認定を取り消すものとします。
交付年月日	令和7年9月24日
障害児加算	該当
医療的ケア児加算等	該当
費支援家庭加算	該当
利用料減免	該当
利用料減免適用開始日	令和7年9月1日～

見本

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができ、
ただし、この決定の取消しを請求する場合は、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求を提出し、
審査請求の提出期限が満了した後は、審査請求を提出することができず、決定は確定となります。なお、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求を提出し、
審査請求の提出期限が満了した後は、審査請求を提出することができず、決定は確定となります。ただし、審査請求をした場合は、
この決定の取消しを請求する場合は、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求を提出し、
審査請求の提出期限が満了した後は、審査請求を提出することができず、決定は確定となります。

子ども政策課

PDFをダウンロード →